- ○契約に当たり、「契約保証金免除」としているが、城里町財務規則第138条の規定(過去2箇年の間に町、国、他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者)には該当していなかった。
- ○城里町と水戸ホーリーホックとの間で締結された協定書に「グラウンドを管理する業者は、甲乙協議の上、双方が合意した業者と甲が契約を締結する」と記されており、ホーリーホックの意に沿わない業者とは契約できない事になっており、実際、ホーリーホックは奥野谷浜産業(株)以外の業者を拒否していた。
- ○証人喚問の結果、水戸市にある那珂川河川敷グラウンドの維持費が年間800万円かかっており、 800万円まで出せるだろうと町側が水戸ホーリーホックと交渉していたことが判明した。
- ○アツマーレと同時期から、奥野谷浜産業 (株)が那珂川河川敷の芝管理も請け負い始めていた。ア ツマーレの管理費で那珂川河川敷グラウンドも併せて整備してもらっているのではないかとの疑念も湧いた。
- ○水戸ホーリーホックは今まで那珂川河川敷グラウンドにかかっていた800万円を城里町に振り替えるだけで、アツマーレのクラブハウスとグラウンド、そして今までの那珂川河川敷グラウンドを手にすることが出来ることになる。
- ○このことについて、証人喚問での証言に食い違いがあった。
- ○町民センターグラウンドの整備費用に関して「広報しろさと」(平成30年2月)に、日本スポーツ 振興センターから4千万円の助成があったと広報しているが、日本スポーツ振興センターから入金 されていなかった。
- ○この助成金分の4千万円について、議会に対する説明は一切無かった。一般財源でその穴埋めをした事も、予算委員会で問い詰められて初めて明かされ、財源構成の組み換え作業もしていなかった。
- ○議会を欺き、町民に4千万円の損害を与えた責任は重大である。
- ○助成金をもらおうと虚偽の申請をしていた場合、公金を詐取しようとする犯罪に当たる。
- ○当初から「Jリーグが使用するものに助成は行えない」と toto に指導されていたことも明らかになった。
- ○令和2年6月1日現在、助成金はもらえておらず、totoからの文書には「営利目的であるJリーグのチームによる恒常的又は継続的な利用が目的にそぐわないので対策を講じるよう」に通知されている。
- ○一営利民間企業への過度の投資は不公平であり、その企業との関係性を疑われても仕方がないものである。
- ○今後、この助成金が取り消された場合、その責任、及び賠償について明確にしておくよう勧告する。
- ○法律を軽視した遵法意識の欠如が見受けられた。
- ○職員は町長命令は絶対と考えており、法律よりも町長命令が上であると勘違いをしているようだ。
- ○職員の勉強不足の部分もあるので、法に仕える者としての自覚をもち、公務員としての高い倫理観 や使命感をもって業務を遂行していただきたい。
- ○パワハラと感じるのであればパワハラであると声を大にして意思表示する強い勇気も必要である。
- ○調査は終了するが、今後このような疑念を抱かれるような事態が起こらぬよう万全を期すること。
- ○城里町議会は、今回の事案が発生したことを教訓に町政の監視機能をさらに強化させ、議会として の責務を果たしていく覚悟である。

以上、本委員会の調査にご協力いただいた関係各位に感謝を申し上げ、七会中跡地利用に関する調査 特別委員会の最終報告とする。

七会中跡地利用に関する調査特別委員会

七会中跡地利用に関する調査特別委員会 調査結果報告書

(1)調査の趣旨

七会中跡地利用に関し、グラウンドの芝生を管理する業者の契約が一社随契で行われ、その業者には、指名条件にある技術者がいなかった事実が判明した。

また、平成30年第2回定例会においても、一般質問において三社の見積もり業者名を再三聞いても回答が無かった事や、予算見積もりは三社から取ったとの事であるが、名前は明かさず、契約見積もりは一社で、その業者は施工業者では無かった事も判明した。

これらの事は、契約事務のあり方が問われる内容であった。

さらに、スポーツ振興くじ助成金も入金されていないという事実も判明した。

町広報誌には、「城里町のアツマーレは、スポーツ振興くじ助成金を受けて作りました。」と明確に書いてあるが、実際は入金されておらず、これについて発覚するまで執行部はこの事実を一切説明せず隠していた。

契約の方法、及び入金されていない4千万円という問題だけでなく、どういった経緯なのかを調査する必要があると判断されたので、真相を究明し、今後の事務事業等の改善に資するため、地方自治法第100条に基づき調査を行ったものである。

(2) 設置決議

平成30年第3回城里町議会臨時会(平成30年6月27日)設置

(3)特別委員会の設置方法等

本調査は、地方自治法第109条、城里町議会委員会条例第5条の 規定により委員7人で構成する七会中跡地利用に関する調査特別委 員会を設置し、これに付託して行い、計26回の委員会を開催した。



アツマーレのグラウンド

(4)【調査結果】 〈要約〉

- ○七会町民センターグラウンド維持管理入札については、特殊技術者がいるのはこの会社だけと説明 していたが、入札時その人物はいなかった。
- ○その技術を証明する根拠もなかった。
- ○グラウンド維持管理について、事前に水戸ホーリーホックからお願い文書が届いており、そこには 「奥野谷浜産業㈱」を使う事。

ここを使えば水戸ホーリーホックは 500 万円から 300 万円上乗せし、800 万円のグラウンド使用料を支払う事や、維持管理費は 2500 万円になる事。

そのために、町は 1500 万円から 200 万円アップし、1700 万円を負担してもらいたい事が記載してあった。

これに対し町は、快諾する返信をしており、これは公平公正な入札を妨害するものである。

- ○この城里町の重要な意思表明行為を、発送記録や収受記録に残していなかった。
- ○これらの水戸ホーリーホックからの文書は、社印のない文書であった。
- ○「指名選考委員会」において「J1仕様の特殊な芝」で「特殊な技術者が必要」と説明し、あたかも通常の芝とは違う印象を与えていた。
- ○指名選考委員は、「随意契約の理由は示されなかった」「推薦を受けた業者だから」「お互い納得できる業者だった」と証言し、事前の水戸ホーリーホック沼田社長と上遠野修町長とのやりとりが、 大きな影響を及ぼしていた。